

坂東市結婚新生活支援補助金

市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越費用の一部を助成します。
(予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。)

どんな世帯(夫婦)が対象なの？

次のすべての条件を満たす世帯(夫婦)です。

- 令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出していること
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 夫婦の年間所得の合計が400万円未満で市税などの滞納がないこと
- 新居が市内にあること
- 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

どんな費用が対象なの？

令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に掛かった費用のうち、次の①～④が対象です。

- ① 住居の購入費用
- ② 住居のリフォーム費用 ※外構工事費用や家電購入費用等は除きます。
- ③ 住居の賃借費用(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ④ 新居への引越費用(引越業者または運送業者に支払った費用)

いくら補助を受けられるの？

①～④を合わせて1世帯あたり最大 **30**万円

申請方法は？

まずは企画課までお問い合わせください。

※市ホームページからもご確認いただけます▶

問 企画課 ☎ 0297(21)2181



情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

市民の市政への参加の推進及び開かれた市政の実現に資することを目的として、坂東市情報公開条例及び坂東市個人情報保護条例を制定し、情報公開及び個人情報の開示を実施しています。

条例に基づき、それぞれの制度の実施状況を公表します。

情報公開請求と決定状況(令和3年度)

(単位：件)

区分 実施機関	請求 件数	決定状況			
		開 示	一部 開示	不開 示	不存 在
市長	25	13	6	2	4
教育委員会	0	0	0	0	0
その他行政委員会	3	1	1	0	1
議会	0	0	0	0	0
合計	28	14	7	2	5

個人情報開示請求と決定状況(令和3年度)

(単位：件)

区分 実施機関	請求 件数	決定状況		
		承 諾	拒 否	不存 在
市長	8	8	0	0
教育委員会	0	0	0	0
その他行政委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
合計	8	8	0	0

その他行政委員会には、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が含まれます。

個人情報の訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止及び特定個人情報の利用の停止請求は、ありませんでした。